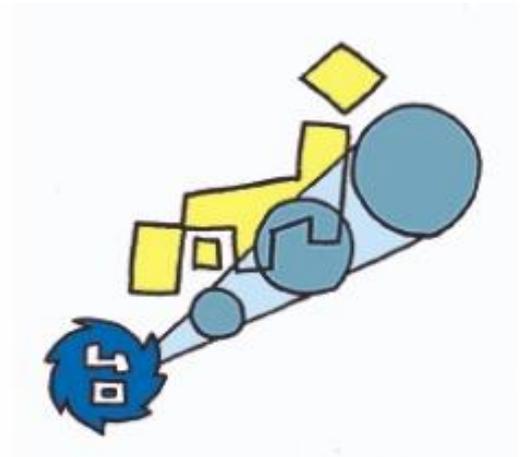


# 避難所の開設手順

(自主防災会・市職員・施設管理者兼用)



令和6年4月

入間市危機管理安全部  
危機管理課

## はじめに

この資料は、災害が発生または発生するおそれがある場合に、避難及び避難所の開設及び閉鎖に関する事柄をまとめた資料です。

入間市地域防災計画の資料編にある避難所運営マニュアルでは、生活の拠点となる中長期の避難所運営に焦点が当てられております。しかしながら、避難所開設時などの詳細については、示されていないことから、発災初動期における避難所開設、運営及び閉鎖の手順として、業務フローや図式を用いながら、わかりやすく明記したものとなっています。

市職員や施設管理者が当開設手順を用いて避難所の開設を行いますが、特に震災時の災害規模や状況によっては、市職員等がかけつけることができず、また、十分な職員数を配置できない状況も考えられます。

そのような時は、避難所の周囲に居住する避難者が自ら避難所を開設する必要があります。避難所を開設する方が円滑かつ迅速に行えるよう「避難所の開設手順」を作成しました。

- ①感染症の取り扱いや国・県の方針によって、適宜、「避難所の開設手順」を改訂します。
- ②「風水害時の避難場所運営マニュアル」、「避難場所における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル・避難場所開設ポイント」、「感染症に対応した開設手順」を廃止し、「避難所の開設手順」に一本化します。
- ③市職員や施設管理者だけでなく、自主防災会や市民等が活用する開設手順となります。

令和6年4月 入間市危機管理安全部危機管理課

## 1 非常持出品

### (1)職員が各自用意する持出品

【飲食料】 飲料水

非常食

【必需品】 懐中電灯(ヘッドランプ)

携帯・スマートフォン

モバイルバッテリー

軍手

文房具(筆記用具・はさみ・カッター)

ごみ袋(自分のごみ持ち帰り用)

雨具

室内履き及び外履き入れビニール袋

名札

【医療品】 体温計

マスク・手指消毒液

ティッシュ

【その他】 マニュアル一式

避難所の開設手順(当資料)

地域防災計画の中の避難所運営マニュアル

施設利用計画一式

避難所対応員や避難所の連絡先

備蓄品台帳 等

その他必要とするもの

(2)市民が各自用意する持出品(例)

持ち出すことができる量を考えて、1人1つのリュックを準備しましょう。

- 【飲食料】  飲料水  
 非常食
- 【必需品】  携帯ラジオ  
 懐中電灯(ヘッドランプ)  
 携帯・スマートフォン  
 充電器・予備バッテリー・電池  
 軍手  
 筆記用具  
 雨具
- 【医療品】  救急用品・体温計  
 マスク・手指消毒液  
 常備薬・おくすり手帳
- 【衣類など】  下着・靴下、タオル  
 室内履き及び外履き入れビニール袋
- 【生活用品】  洗顔用具・歯磨きセット または 口腔用ウェットティッシュ  
 使い捨てカイロ  
 ウェットティッシュ  
 ビニール袋  
 携帯トイレ
- 【貴重品】  現金・通帳類・証書類・印鑑  
 身分証明書
- 【その他】(家族構成で必要に応じて)  
 生理用品  メガネ・コンタクトレンズ  入れ歯  おもちゃ(こども用)



※非常持出品は、自分に必要なものを準備しましょう

(3)備蓄品(例)

- 【飲食料】  飲料水(目安:1人1日3ℓ)  
 非常食  
 ポリタンク  
 食器類
- 【衣類など】  上着・下着・靴下  
 タオル・毛布・防寒具
- 【生活用品】  使い捨てカイロ  
 ウェットティッシュ  
 ビニール袋・ラップ・アルミホイル  
 携帯トイレ・防臭袋  
 LEDランタン
- 【燃料】  カセットコンロ・ボンベ  
ライター・マッチ

※備蓄品は、最低3日分、できれば7日分を準備しましょう。

## 2 避難の種類

避難とは、災難(災害)を避けることで、『避難所に行く』ことだけではありません。自宅の状況に応じた避難行動をとりましょう。

### (1) 在宅避難

ハザードマップで自宅が浸水想定区域・土砂災害警戒区域などに入っていない地域で、自宅や周辺に危険がなく、生活できる場合となります。震災に備え、家屋の耐震性を確認し、家具・家電の転倒防止やガラスの飛散防止など対策をしましょう。

### (2) 親戚・知人宅への避難

緊急時に身を寄せられるよう、災害のおそれのない地域の親戚・知人宅へ日頃から相談しましょう。



### (3) 車中避難

安全な場所に車を止められる場合は、車中も一時的な避難場所となります。車中避難時は、換気や定期的に体を動かし、エコノミー症候群など、体調管理に気をつけましょう。



### (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所

指定緊急避難場所は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、安全を確保する場所です。災害の種類(大規模な火事、地震、洪水、土砂災害)ごとにその危険のおよばない小中学校、都市公園、地区体育館等を指定しています。

指定避難所は、災害により自宅が被災し、住めなくなった方などが一時的に生活する施設です。

小中学校、地区体育館等を指定しています。



入間市内の指定緊急避難場所及び指定避難所

地区	番号	施設名	所在地	電話番号	洪水	地震	火災
豊岡	1	豊岡小学校	向陽台1-1-14	04-2964-5286	○	○	○
	2	豊岡高等学校	豊岡1-15-1	04-2962-5216	○	○	○
	3	入間向陽高等学校	向陽台1-1-1	04-2964-3805	○	○	○
	4	豊岡中学校	向陽台2-1-20	04-2962-5274	○	○	○
	5	東町地区センター	東町3-1-35	04-2963-7503	△	○	×
	6	富士見公園	東町1-16	-		×	○
	7	東町小学校	向陽台2-1009-3	04-2964-2220	○	○	○
	8	東町中学校	向陽台2-1-22	04-2965-2631	○	○	○
	9	黒須地区センター高倉分館	高倉4-6-20	04-2964-4626	○	○	×
	10	高倉小学校	高倉4-14-7	04-2964-5288	○	○	○
	11	扇町屋地区センター	扇町屋1-9-34	04-2962-4495	扇町屋	○	×
	12	扇小学校	久保稻荷4-1195-2	04-2962-9005	○	○	○
	13	向原中学校	久保稻荷3-34-1	04-2963-2131	○	○	○
	14	扇町屋地区センター久保稻荷分館	久保稻荷3-9-3	04-2965-8448	○	○	×
	15	黒須地区センター	黒須2-3-13	04-2962-7511	△	○	×
	16	黒須小学校	春日町2-14-60	04-2964-4451	×	○	○
	17	黒須中学校	鍵山3-13-17	04-2963-7501	×	○	○
	18	武道館	鍵山3-10-20	04-2965-2545	×	○	×
	19	黒須地区体育館	鍵山3-10-20	04-2965-8428	×	○	×
	20	彩の森入間公園	向陽台2丁目	04-2960-1664	○	×	○
	21	産業文化センター	向陽台1-1-7	04-2964-8377	○	○	×
	22	市民体育館	豊岡4-2-1	04-2963-9784	○	×	×
	23	入間市運動公園	豊岡4-2-1	-	○	×	○
	24	中央公園	扇町屋1250-1	04-2934-5724	○	×	○
東金子	25	東金子地区センター	小谷田77-3	04-2962-7711	○	○	×
	26	東金子小学校	小谷田1524	04-2962-3742	○	○	○
	27	新久小学校	新久500	04-2962-0114	○	○	○
	28	東金子中学校	小谷田451-1	04-2962-7118	○	○	○
	29	東金子地区体育館	小谷田371	04-2962-5597	○	○	×
	30	青少年活動センター	小谷田1681-1	04-2962-1005	○	○	○
	31	入間わかき高等特別支援学校	小谷田745-1	04-2941-5771	○	○	○
金子	32	金子地区センター	寺竹535-1	04-2936-1171	○	○	×
	33	金子小学校	西三ツ木150	04-2936-0211	×	○	○
	34	金子中学校	西三ツ木187	04-2936-0131	×	○	○
	35	埼玉県茶業研究所	上谷ヶ貫244-2	04-2936-1351	○	○	○
宮寺・二本木	36	宮寺・二本木地区センター	宮寺2405-1	04-2934-4466	△	○	×
	37	宮寺小学校	宮寺594-1	04-2934-2014	△	○	×
	38	宮寺地区体育館	宮寺567	04-2934-1565	△	○	×
	39	武蔵中学校	宮寺3193	04-2934-2234	○	○	○
	40	老人福祉センターやまゆり荘	宮寺2655-1	04-2934-5315	○	○	×
	41	宮寺・二本木地区センター二本木分館	二本木256-1	04-2934-2672	○	○	×
	42	狭山小学校	二本木65	04-2934-2077	○	○	○
藤沢	43	藤沢地区センター	下藤沢5-17-1	04-2962-6475	○	○	×
	44	藤沢小学校	上藤沢384	04-2962-5252	○	○	○
	45	藤沢南小学校	上藤沢52	04-2962-1921	○	○	○
	46	上藤沢中学校	上藤沢146-2	04-2963-2677	×	○	○
	47	藤沢東小学校	東藤沢7-9-1	04-2962-8201	○	○	○
	48	東藤沢地区センター	東藤沢3-19-19	04-2962-6922	東藤沢	○	×
	49	藤沢中学校	下藤沢1263-1	04-2962-7214	○	○	○
	50	藤沢北小学校	東町7-1-19	04-2963-1601	○	○	○
	51	藤沢地区センター藤の台分館	上藤沢406-31	04-2964-7353	○	○	×
	52	藤沢地区体育館	下藤沢988-1	04-2964-4242	×	○	○
	53	藤沢中央公園	下藤沢4-8	-		×	○
西武	54	西武地区センター	野田496	04-2932-0033	×	○	×
	55	仏子小学校	仏子165	04-2932-1201	×	○	○
	56	西武中学校	仏子960-1	04-2932-2101	○	○	○
	57	西武小学校	野田512	04-2932-0454	×	○	○
	58	新光中央公園	新光303-2	-		×	○
	59	野田中学校	野田1741	04-2932-7301	○	○	○
	60	西武地区体育館	野田1134-57	04-2932-2004	○	○	○
	61	西武市民運動場	野田字丸山地区内	-		×	○
	62	図書館西武分館	仏子1084-12	04-2932-2411	○	○	×

△は、洪水時の一時避難場所として指定していますが、降水や浸水などの状況に注意して利用ください。

避難所の開設・混雑情報配信サービス

各避難所の混雑状況を、お手持ちのスマートフォン等により確認できます。  
QRコードから利用できます。



▲QRコード  
(VACAN)

▼避難所の開設・混雑情報配信サービスの画面



(5) 福祉避難所（青少年活動センター・老人福祉センターやまゆり荘・入間わかき高等特別支援学校）

一般の指定避難所での生活が困難な、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を滞在させるために開設する避難所です。

一般の指定避難所で生活可能な避難者は対象としません。

施設名	震災時	風水害時
青少年活動センター	開設	必要に応じて開設
老人福祉センターやまゆり荘	開設	必要に応じて開設
入間わかき高等特別支援学校	必要に応じて開設	必要に応じて開設

要配慮者への対応の判断基準例

区分	判断基準		避難・搬送先例
	概要	实例	
治療が必要	治療が必要 発熱、下痢、嘔吐	・酸素・吸引 ・透析	病院
日常的に介護が必要	食事、排泄、移動が一人でできない	・胃ろう・寝たきり	福祉避難所
日常的に一部介助や見守りが必要	食事、排泄、移動の一部に介助が必要 産前・産後・授乳中 医療処置を行えない 3歳以下とその親 精神疾患がある	・半身麻痺 ・下肢切断 ・発達障害 ・知的障害 ・視覚障害 ・骨粗しょう症	個室 (体育館以外の教室等)
自立	歩行可能、健康、介助がいない、 家族の介助がある	・高齢者 ・妊婦	大部屋

※福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月内閣府（防災担当））

※自立しているものであっても安静・休息を要するなど、大部屋での対応が困難な場合は個室での対応を検討します。

※認知機能の障害は、症状により、避難・搬送先を決定します。

### 3 避難所の開設ルール

#### (1) 震災時

ア 市内で震度6弱以上は、全て（安全の確認ができた施設のみ）の避難所を開設します。

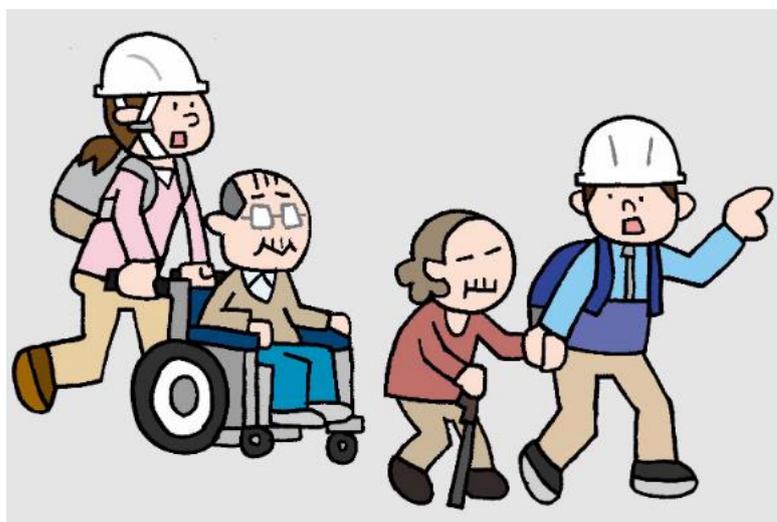
イ 震度5弱または震度5強は、災害規模に応じて開設をします。

#### (2) 風水害時

ア 市が避難情報（警戒レベル3以上）を発令した場合は、災害規模に応じて「避難所開設パターンと開設基準」に基づき、①②③の順で開設をします。

イ 市が避難情報発令前であるが自主避難者を受け入れる場合は、「避難所開設パターンと開設基準」に基づき、①を開設します。

※土砂災害や浸水害を受けるおそれがある区域に対し、当該区域住民の避難に必要な避難所を指定して開設します。被害・避難者数の実態によって、状況に応じて避難所の追加開設をします。



風水害時の避難所開設パターンと開設基準

開設パターン	開設基準		開設場所等										
① 10 施設	避難情報発令前であるが自主避難者を受け入れる場合		※災害発生の恐れがある区域を特定し、その区域内の以下の施設 <table border="1"> <tr> <td>豊岡</td> <td>扇町屋地区センター、黒須地区センター、黒須地区センター高倉分館</td> </tr> <tr> <td>東金子 金子</td> <td>東金子地区センター 金子地区センター</td> </tr> <tr> <td>宮寺・二本林</td> <td>宮寺・二本木地区センター、 宮寺・二本木地区センター二本木分館</td> </tr> <tr> <td>藤沢</td> <td>藤沢地区センター、東藤沢地区センター、 藤沢地区センター藤の台分館</td> </tr> <tr> <td>西武</td> <td>-</td> </tr> </table>	豊岡	扇町屋地区センター、黒須地区センター、黒須地区センター高倉分館	東金子 金子	東金子地区センター 金子地区センター	宮寺・二本林	宮寺・二本木地区センター、 宮寺・二本木地区センター二本木分館	藤沢	藤沢地区センター、東藤沢地区センター、 藤沢地区センター藤の台分館	西武	-
	豊岡	扇町屋地区センター、黒須地区センター、黒須地区センター高倉分館											
	東金子 金子	東金子地区センター 金子地区センター											
	宮寺・二本林	宮寺・二本木地区センター、 宮寺・二本木地区センター二本木分館											
	藤沢	藤沢地区センター、東藤沢地区センター、 藤沢地区センター藤の台分館											
	西武	-											
② 13 施設	避難情報を発令した場合	通常の場合	※避難情報の対象となる区域内の以下の施設 <table border="1"> <tr> <td>豊岡</td> <td>扇町屋地区センター、黒須地区センター、黒須地区センター高倉分館</td> </tr> <tr> <td>東金子 金子</td> <td>東金子地区センター 金子地区センター</td> </tr> <tr> <td>宮寺・二本林</td> <td>宮寺・二本木地区センター、 宮寺・二本木地区センター二本木分館</td> </tr> <tr> <td>藤沢</td> <td>藤沢地区センター、東藤沢地区センター、 藤沢地区センター藤の台分館</td> </tr> <tr> <td>西武</td> <td>西武中学校、野田中学校、図書館西武分館</td> </tr> </table>	豊岡	扇町屋地区センター、黒須地区センター、黒須地区センター高倉分館	東金子 金子	東金子地区センター 金子地区センター	宮寺・二本林	宮寺・二本木地区センター、 宮寺・二本木地区センター二本木分館	藤沢	藤沢地区センター、東藤沢地区センター、 藤沢地区センター藤の台分館	西武	西武中学校、野田中学校、図書館西武分館
		豊岡	扇町屋地区センター、黒須地区センター、黒須地区センター高倉分館										
		東金子 金子	東金子地区センター 金子地区センター										
		宮寺・二本林	宮寺・二本木地区センター、 宮寺・二本木地区センター二本木分館										
		藤沢	藤沢地区センター、東藤沢地区センター、 藤沢地区センター藤の台分館										
		西武	西武中学校、野田中学校、図書館西武分館										
想定被害規模が大きく、多人数の避難が見込まれる場合 (追加開設)	※上記にさらに以下の施設を追加する。 <table border="1"> <tr> <td>豊岡</td> <td>豊岡小学校、高倉小学校、市民体育館</td> </tr> <tr> <td>東金子 金子</td> <td>東金子小学校、新久小学校、東金子中学校 埼玉県茶業研究所</td> </tr> <tr> <td>宮寺・二本林</td> <td>狭山小学校</td> </tr> <tr> <td>藤沢</td> <td>藤沢小学校、藤沢南小学校、藤沢北小学校、 藤沢東小学校</td> </tr> <tr> <td>西武</td> <td>西武地区体育館</td> </tr> </table>	豊岡	豊岡小学校、高倉小学校、市民体育館	東金子 金子	東金子小学校、新久小学校、東金子中学校 埼玉県茶業研究所	宮寺・二本林	狭山小学校	藤沢	藤沢小学校、藤沢南小学校、藤沢北小学校、 藤沢東小学校	西武	西武地区体育館		
豊岡	豊岡小学校、高倉小学校、市民体育館												
東金子 金子	東金子小学校、新久小学校、東金子中学校 埼玉県茶業研究所												
宮寺・二本林	狭山小学校												
藤沢	藤沢小学校、藤沢南小学校、藤沢北小学校、 藤沢東小学校												
西武	西武地区体育館												
③ 13 施設	これらにさらに追加が必要な場合 (追加開設)	※上記にさらに以下の施設を追加する。 <table border="1"> <tr> <td>豊岡</td> <td>扇小学校、豊岡高等学校、豊岡中学校、 向原中学校、扇町屋地区センター久保稻荷分館、 ※【土砂災害の場合のみ】 武道館</td> </tr> <tr> <td>東金子 金子</td> <td>東金子地区体育館 -</td> </tr> <tr> <td>宮寺・二本林</td> <td>宮寺小学校、武蔵中学校</td> </tr> <tr> <td>藤沢</td> <td>藤沢中学校</td> </tr> <tr> <td>西武</td> <td>※【土砂災害の場合のみ】 西武地区センター、仏子小学校、西武小学校</td> </tr> </table>	豊岡	扇小学校、豊岡高等学校、豊岡中学校、 向原中学校、扇町屋地区センター久保稻荷分館、 ※【土砂災害の場合のみ】 武道館	東金子 金子	東金子地区体育館 -	宮寺・二本林	宮寺小学校、武蔵中学校	藤沢	藤沢中学校	西武	※【土砂災害の場合のみ】 西武地区センター、仏子小学校、西武小学校	
		豊岡	扇小学校、豊岡高等学校、豊岡中学校、 向原中学校、扇町屋地区センター久保稻荷分館、 ※【土砂災害の場合のみ】 武道館										
		東金子 金子	東金子地区体育館 -										
		宮寺・二本林	宮寺小学校、武蔵中学校										
		藤沢	藤沢中学校										
		西武	※【土砂災害の場合のみ】 西武地区センター、仏子小学校、西武小学校										

震災時は、災害規模にもよるけど、全避難所を開設し、徐々に避難所を縮小するよ

風水害時は、避難に必要な避難所を最小に開設し、災害規模に応じて、順次、拡大して開設するよ

震災時と風水害時では、避難所開設のパターンがちがうよ



## ウ 避難情報

警戒レベルとは、風水害時に市民がとるべき行動（避難行動等）と、その行動を促す防災情報（気象情報・避難情報）を結びつけるものです。

避難情報の発令は、災害発生の危険度に応じて「警戒レベル」で行います。

避難情報等（警戒レベル）				
警戒レベル	状況	住民がとるべき避難行動	避難情報等	
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 (入間市)	(黒)
警戒レベル4までに必ず避難!				
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (入間市)	(紫)
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難 (入間市)	(赤)
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認	大雨・洪水注意報 (気象庁)	(黄)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報 (気象庁)	

## エ 発令区域

- ①原則として、以下の○印の区域区分で発令します。
- ②流域雨量指数、土壌雨量指数等の状況に応じ、△印の区域区分で発令することもあります。
- ③その他の区域区分（無印）は、特定区域での災害発生のおそれがある等、特定区域への発令が必要な場合以外は原則使用しません。

※局所災害発生の場合は、区分に関わらず特定の区域・場所を新たに設定して発令します。

発令区域区分	
○	入間川流域（黒須地区・西武地区）
	入間川流域（黒須地区）
	入間川流域（西武地区）
	藤田堀川流域
○	霞川流域（黒須・豊岡・東金子・金子地区）
△	霞川流域（黒須地区・豊岡地区）
	霞川流域（黒須・河原町）
	霞川流域（豊岡・扇町屋・高倉）
△	霞川流域（東金子地区・金子地区）
	霞川流域（東金子地区）
	霞川流域（金子地区）
○	不老川・林川流域（藤沢地区・宮寺二本木地区）
	不老川・林川流域（藤沢地区）
	不老川・林川流域（宮寺・二本木地区）
○	土砂災害警戒区域（市内全域）
△	土砂災害警戒区域（加治丘陵周辺）
	土砂災害警戒区域（豊岡地区）
	土砂災害警戒区域（東金子地区）
	土砂災害警戒区域（金子地区）
	土砂災害警戒区域（西武地区）
	土砂災害警戒区域（宮寺地区）

### 【発令区域表示の例】

- ・入間川流域（西武地区、黒須地区）の川沿い、低い土地の住民
- ・霞川流域（黒須地区、豊岡地区、東金子地区、金子地区）の川沿い、低い土地の住民
- ・不老川・林川流域（藤沢地区、宮寺・二本木地区）の川沿い、低い土地の住民
- ・土砂災害警戒区域（市内全域）

### (3) 避難所開設にあたっての市職員の対応【市職員限定】

#### ア 勤務シフト表の作成

避難所対応員及び現場本部員がシフト表を作成します。

- ①震災時は、参集後に作成し、現場本部に報告します。
- ②風水害時は、危機管理課の指示により避難所開設前に予め作成し、現場本部と危機管理課に報告します。

#### イ 参集指示

災害対策本部が入間市地域防災計画に基づき、次の①から③のとおり指示します。

- ①震災時は、震度5強以下は、必要に応じて招集指示を出します。震度6弱以上は、招集指示を待たずに参集とします。
- ②風水害時は、災害規模に応じて招集指示を出します。
- ③風水害時の招集指示は、避難所開設前に災害対策本部(危機管理課)からメール等で連絡をします。

#### ウ 参集報告

職員は、各地区の現場本部に参集報告します。各現場本部は、災害対策本部に参集状況を連絡します。

#### エ 施設の開錠

- ①震災時は、防災倉庫から施設の鍵をとり、施設の開錠を行います。防災倉庫に施設の鍵がない施設は、施設管理者が施設の開錠を行います。
- ②風水害時は、開設予定時刻に間に合うように施設管理者が開錠をします。施設管理者が参集できない場合は、予め申し合わせた方法で避難所対応員が開錠をします。

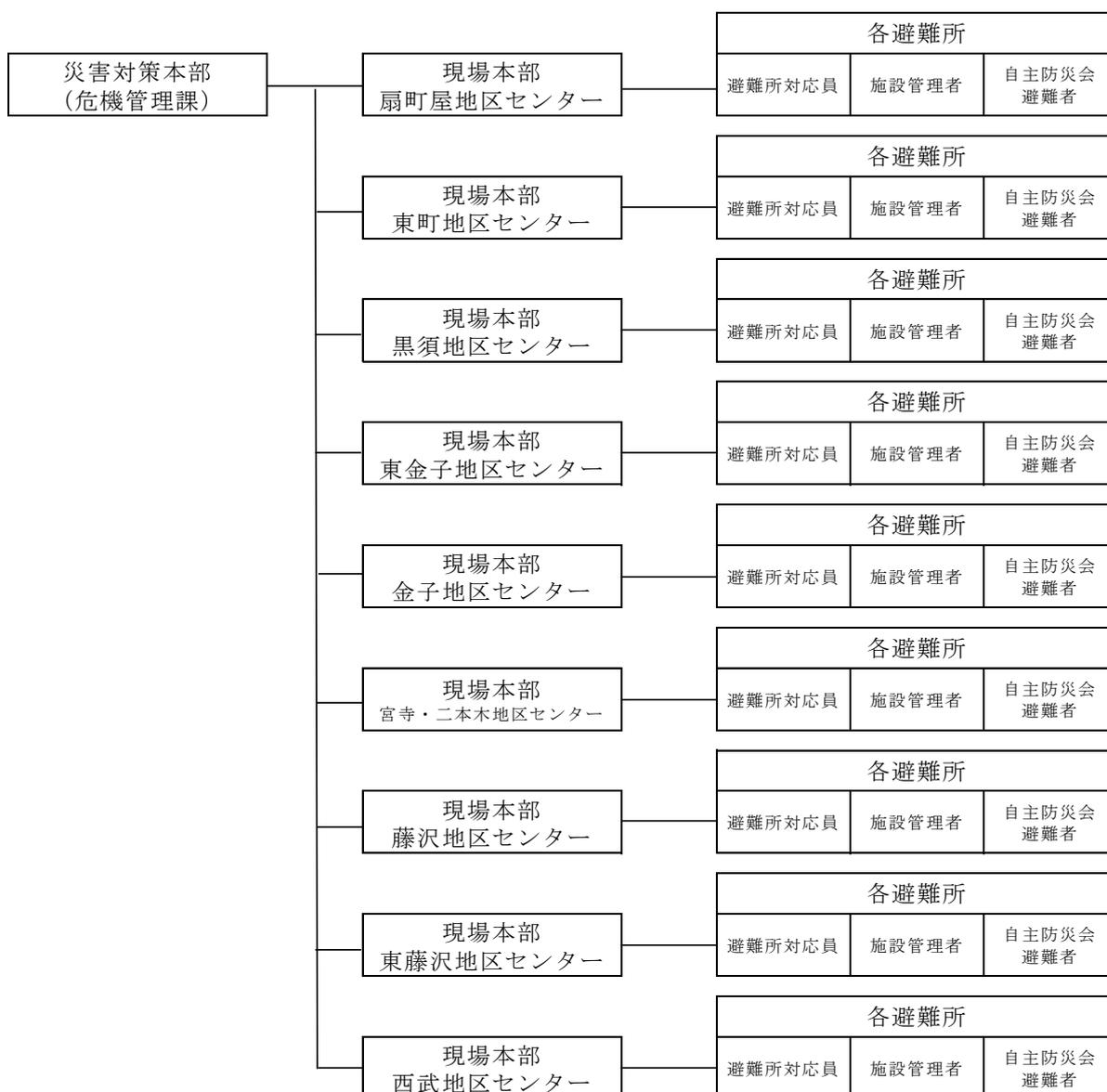
#### オ 自主避難への対応

- ①職員勤務時に避難者が訪れた場合は、地区センター職員で対応するとともに、危機管理課に報告をします。危機管理課から当該地区センターに配置している避難所対応員またはシフト表に基づき避難所対応員に指示をします。
- ②日曜や夜間の委託時間内に避難者が訪れた場合は、地区センター職員と危機管理課に報告をします。勤務シフト表に基づき地区センター長は避難所対応員に参集を指示します。

#### 4 避難場所の運営体制

避難場所運営に関わるもの	役割
災害対策本部（危機管理課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設及び閉鎖の決定</li> <li>・避難所の開設及び閉鎖の広報</li> </ul>
各地区現場本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の避難所を総括</li> <li>・避難所対応員の調整</li> </ul>
避難所対応員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場本部の指揮下で避難所の開設や運営</li> <li>・避難所のシフト作成</li> </ul>
施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の利用範囲の判断</li> <li>・避難所の開錠・施錠</li> <li>・避難所の資機材等の使用許可</li> <li>・避難所運営の支援・協力</li> </ul>

#### 運営体制イメージ

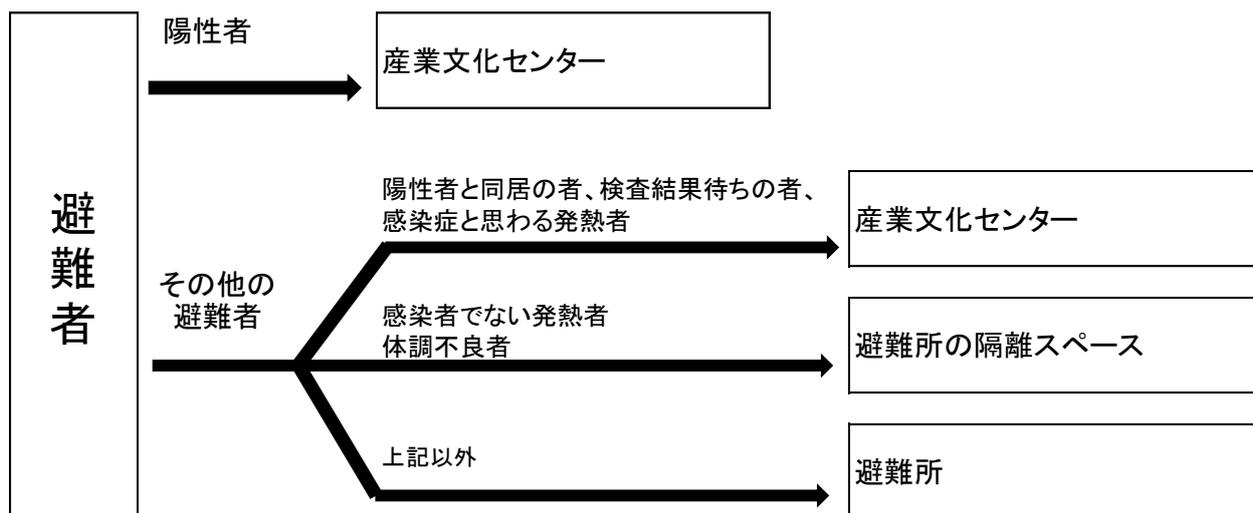


## 5 感染症に関する陽性者等の避難先（※1）

陽性者、陽性者と同居の者、検査結果待ちの者、感染者と思われる発熱者は、産業文化センターが避難所となります。

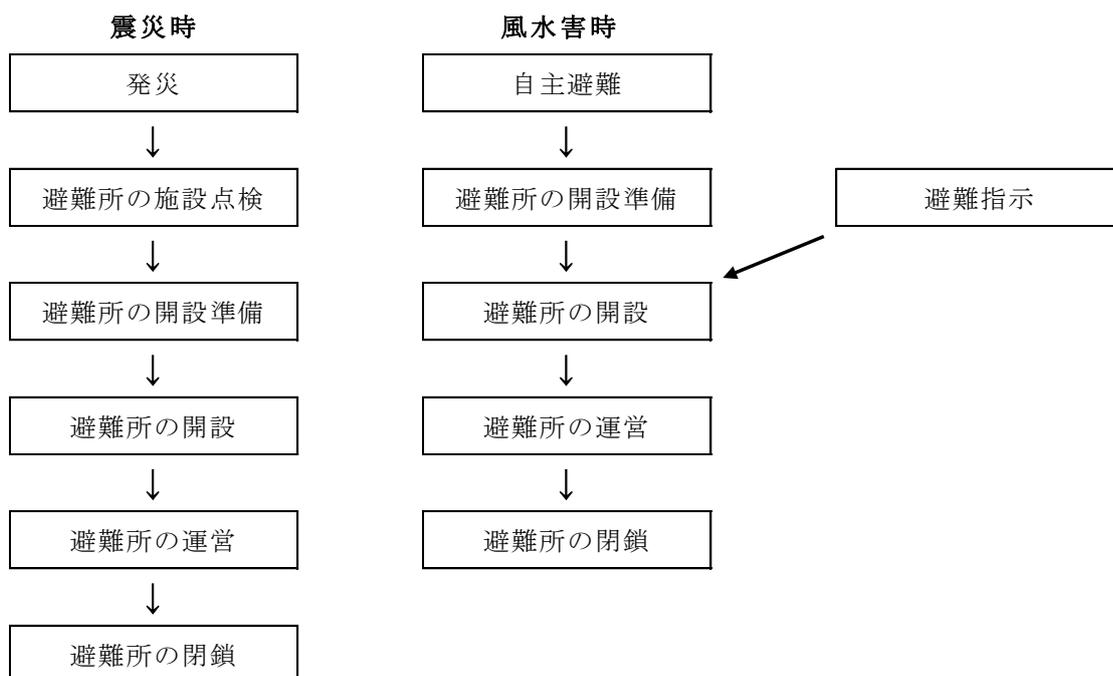
感染症でない発熱者、体調不良者については、避難所の隔離スペースへ避難となります。

なお、産業文化センターまでの移動は自己責任となります。



※1 感染症とは、病原体が体に侵入して、症状が出る病気のことです。特にコロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルスなどを示しています。

## 6 避難所開設のフロー図



## 7-1 避難所の施設点検及び開設準備 【震災時限定】

### (1) 防災倉庫の開錠

避難所にある防災倉庫を開錠します。

### (2) 施設外部の点検

避難所開設セット（クリアボックス大）の中から「地震発生後の避難所施設被害チェックリスト」を取り出して施設外部を点検します。



▲防災倉庫

### (3) 施設の開錠

防災倉庫から施設の鍵（※2）をとり、施設の開錠を行います。防災倉庫に鍵がない施設は、施設管理者に連絡をします。

※2 施設の鍵は、小中学校、地区体育館、武道館、やまゆり荘、図書館西武分館、地区センター分館となります。

### (4) 施設内部の点検

「地震発生後の避難所施設被害チェックリスト」で施設内部を点検します。

### (5) 現場本部への報告

施設点検結果を現場本部等へ報告し、避難所開設可否の連絡を待ちます。

連絡待ちの間に14ページから16ページの(6)から(14)の準備や設営を行います。

No.	連絡先	電話番号	F A X
1	災害対策本部（501会議室）	04-2964-1111	
2	危機管理課	04-2964-1111	04-2964-7818
3	扇町屋現場本部（扇町屋地区センター）	04-2962-4495	04-2963-1123
4	東町現場本部（東町地区センター）	04-2963-7503	04-2963-6824
5	黒須現場本部（黒須地区センター）	04-2962-7511	04-2965-5495
6	東金子現場本部（東金子地区センター）	04-2964-0111	04-2964-0112
7	金子現場本部（金子地区センター）	04-2936-0111	04-2936-2702
8	宮寺現場本部（宮寺・二本木地区センター）	04-2934-2002	04-2934-6468
9	藤沢現場本部（藤沢地区センター）	04-2964-1278	04-2964-1280
10	東藤沢現場本部（東藤沢地区センター）	04-2962-6922	04-2964-4972
11	西武現場本部（西武地区センター）	04-2932-1171	04-2932-1172

## (6) 物品の運搬

防災倉庫から下記の物品を運搬します。

- ア 避難所開設セット (クリアボックス大・小)
- イ プライベートルーム (NEED 製 PB-2.1)
- ウ トイレ (凝固・衛生袋セット) 1箱



ア. 避難所開設セット

イ. プライベートルーム

ウ. トイレ

※防災倉庫にある食料、水、毛布、マットは、現場本部へ連絡し承認後に使用します。

## (7) 常設トイレ使用禁止の処置

上水道が使用できても下水道の使用確認ができるまでは、トイレを使用できないようにします。このような状況でトイレを使用する場合は、運搬したトイレ (凝固・衛生袋) を使用するよう説明します。

## (8) 電源コンセント使用禁止の処置

避難者が無断で電源コンセントを使用できないようにします。

※使用のルールを決めるまでは使用を禁止します。使用方法は施設ごとに検討します。

## (9) 借用物品の運搬

施設から借用できる机、イス、ホワイトボード、スリッパ、扇風機、傘立て等をそれぞれの場所から運搬します。(施設利用計画参照)

※施設利用計画に記載がないものは、施設管理者に使用の可否を確認します。

※体育用マットは原則使用しないこと。やむを得ず使用する場合は、施設管理者に確認の上、汚損・破損に気をつけます。

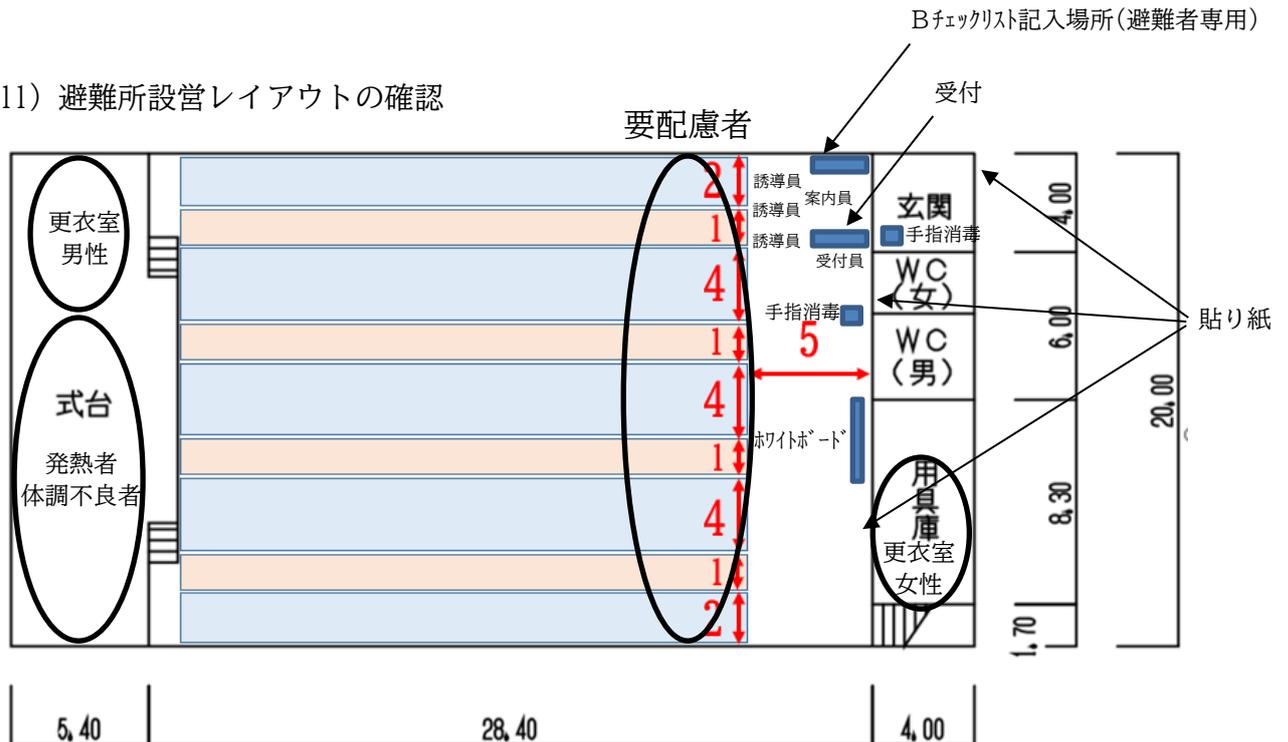
## (10) プライベートルームの組み立て

防災倉庫から運搬したプライベートを組み立てます。

プライベートルーム (NEED 製 PB-2.1) ▶



(11) 避難所設営レイアウトの確認



数字の単位はメートル

- ア 避難スペースのレイアウト図を確認します。(避難所対応員が管理するため)
- イ 要配慮者スペースを分けます。(別室がある場合はそちらへ案内します。)  
(移動しやすい・出入口やトイレに近い・避難所対応員に近いなどを選定します。)
- ウ できる限り他の避難者と離れた建物・場所(個室等)に発熱者等を誘導します。
- エ 図はイメージです。(各避難所のレイアウト図【施設利用計画参照】があり)
- オ 施設や環境に応じた配置・対応を願います。
- カ 陽性者、陽性者と同居の者、検査結果待ちの者、感染症と思われる発熱者は、産業文化センターが避難所となりますが、風雨のピークで移動することが困難な場合は、指定避難所で受け入れを行います。できる限り他の避難者と離れた建物・場所(個室等)に陽性者等の専用スペースを作ります。

(12) 受付の準備

受付を設営します。

- ア 運営用の受付として、机、イス、筆記用具、非接触体温計、マスク、B健康チェックリスト、C健康チェックリスト、ペット登録カード、下足袋を準備します。
- イ 避難者用の記入台を設置し、筆記用具を用意します。
- ウ 非接触体温計に電池をセットします。

(13) その他

ア 受付付近、トイレ前に手指消毒を設置します。

イ ペットの避難スペースを確認します。

風雨の影響を受ける場合は、ブルーシートなどで風雨を防ぐ工夫をします。

ウ 運営用の待機場所（休憩場所）を作ります。

エ 避難スペース（体育館ステージ、別室、プライベートルーム）の場所及び誘導方法等の確認をします。

オ 避難者の個人情報の管理、プライバシー・人権への配慮（隔離への差別・DV・LGBT等）方法を確認します。

カ 貼り紙を貼ります。（養生テープを使用・跡が残るためガムテープは使用禁止）

①「受付」「ゴミ持ち帰り」「体調不良者は申し出て」は、受付に貼ります。

②「避難所の利用上の注意」、「情報コーナー」は、受付付近に貼ります。

③「土足厳禁、くつ入れビニール袋の利用」は、玄関に貼ります。

④「避難所開設中」は、避難所施設の入口扉に貼ります。

⑤「ペット受入スペース」は、ペット受入スペースに貼ります。また、「ものをあたえない、さわらない」も貼ります。

⑥「トイレ使用禁止」は、トイレの扉に貼ります。

⑦「コンセントの使用禁止」は、コンセントに貼ります。

⑧「更衣室（男子）、（女子）」は、場所を決定し貼ります。

キ 必要に応じて、ファミリールーム、テント等を運搬し組み立てます。

ク 現場本部の承認後に毛布、マット等を運搬します。

ケ 長期になる場合は、避難所運営本部室（委員会の運営室）を作ります。

## 7-2 避難所の開設準備 【風水害時限定】

### (1) 防災倉庫の開錠

避難所にある防災倉庫を開錠します。

### (2) 施設の開錠

防災倉庫から施設の鍵（※2）をとり、施設の開錠を行い ▲防災倉庫  
ます。防災倉庫に鍵がない施設は、施設管理者に連絡をします。

※2 施設の鍵は、小中学校、地区体育館、武道館、やまゆり荘、図書館西武分館、地区センター分館となります。

### (3) 物品の運搬

防災倉庫から下記の物品を運搬します。

ア 避難所開設セット（クリアボックス大・小）

イ プライベートルーム（NEED製PB-2.1）



ア. 避難所開設セット

イ. プライベートルーム

※一時的な滞在であるため、原則として食料・水・毛布・マット等の物資の提供はしません。避難者や施設状況によってやむを得ず使用する場合は、現場本部へ連絡し承認後使用します。数に限りがあるため、要配慮者を優先し必要最小限にとどめます。

### (4) 電源コンセント使用禁止の処置

避難者が無断で電源コンセントを使用できないようにします。

※使用のルールを決めるまでは使用を禁止します。使用方法は施設ごとに検討します。

### (5) 借用物品の運搬

施設から借用できる机、イス、ホワイトボード、スリッパ、扇風機、傘立て等をそれぞれの場所から運搬します。（施設利用計画参照）

※施設利用計画に記載がないものは、施設管理者に使用の可否を確認します。

※体育用マットは原則使用しないこと。やむを得ず使用する場合は、施設管理者に確認の上、汚損・破損に気をつけます。



(6) プライベートルームの組み立て

▼プライベートルーム (NEED 製 PB-2.1)

防災倉庫から運搬したプライベートルームを組み立てます。



(7) 避難所設営レイアウトの確認

(7-1 避難所の施設点検及び開設準備【震災時限定】

の(12) 避難所設営レイアウトの確認と同じ)

ア 避難スペースのレイアウト図を確認し、避難ス

ペースの誘導に伴いスペースに番号を振ります。(避難所対応員が管理するため)

イ 要配慮者スペースを分けます。(別室がある場合はそちらへ案内します。)

(移動しやすい・出入口やトイレに近い・避難所対応員に近いなどを選定します。)

ウ できる限り他の避難者と離れた建物・場所(個室等)に発熱者等を誘導します。

エ 図はイメージです。(各避難所のレイアウト図【施設利用計画参照】があり)

オ 施設や環境に応じた配置・対応を願います。

カ 陽性者、陽性者と同居の者、検査結果待ちの者、感染症と思われる発熱者は、産業文化センターが避難所となりますが、風雨のピークで移動することが困難な場合は、指定避難所で受け入れを行います。できる限り他の避難者と離れた建物・場所(個室等)に陽性者等の専用スペースを作ります。

(8) 受付の準備

受付を設営します。

ア 運営用の受付として、机、イス、筆記用具、非接触体温計、マスク、B健康チェックリスト、C健康チェックリスト、ペット登録カード、下足袋を準備します。

イ 避難者用の記入台を設置し、筆記用具を用意します。

ウ 非接触体温計に電池をセットします。

(9) その他

ア 受付付近、トイレ前に手指消毒を設置します。

イ ペットの避難スペースを確認します。

風雨の影響を受ける場合は、ブルーシートなどで風雨を防ぐ工夫をします。

ウ 運営用の待機場所(休憩場所)を作ります。

エ 避難スペース(体育館ステージ、別室、プライベートルーム)の場所及び誘導方法等の

確認をします。

オ 避難者の個人情報の管理、プライバシー・人権への配慮（隔離への差別・DV・LGBT等）方法を確認します。

カ 貼り紙を貼ります。（養生テープを使用・跡が残るためガムテープは使用禁止）

- ①「受付」「ゴミ持ち帰り」「体調不良者は申し出て」は、受付に貼ります。
- ②「避難所の利用上の注意」は、受付付近に貼ります。
- ③「土足厳禁」「くつ入れビニール袋の利用」は、玄関に貼ります。
- ④「避難所開設中」は、避難所施設の入口扉に貼ります。
- ⑤「ペット受入スペース」は、ペット受入スペースに貼ります。また、「ものをあたえない、さわらない」も貼ります。
- ⑥「コンセントの使用禁止」は、コンセントに貼ります。

キ 必要に応じて、ファミリールーム、テント等を運搬し組み立てます。

#### (10) 現場本部へ報告

避難所対応員は避難所の開設準備が整ったことを電話などで現場本部に報告します。

### 8 避難者の受け入れ

#### (1) 自由な出入りの禁止

避難者が自由に施設に入らないよう、机等でバリケードを設置します。

本受付から離れる際は、受付簿など個人情報の管理に注意します。



#### (2) 受付の対応

ア 感染症の予防のため、できる限りマスク着用をするよう説明し、無い方へは配付します。また、靴入れ袋が無い方のみ下足用ビニール袋（レジ袋）を配付します。

室内履きが無い方のみスリッパを貸し出します。（施設管理者に確認後となります。）

イ 避難者（世帯に1枚）にB健康チェックリストを渡し、避難者用記載台に案内します。ペットを連れてきた場合は、避難所ペット登録カードも渡します。

ウ 記入したB健康チェックリストを受付に持ってきたら、避難所対応員が避難者に検温を実施し、避難所対応員がB避難者名簿兼健康チェックリストに体温を記入します。

また、避難所ペット登録カードを持ってきたら、ケージに貼る受付番号（養生テープ）

を渡し、ペット受入スペースに案内をします。

エ B健康チェックリストを確認します。

①「1避難者名簿」

A. 記入漏れ・記載内容を確認します。

B. 体温が37.5以上は体調不良者とします。

②「2避難状況」

A. 記入漏れを確認します。

B. 避難所、自宅、車、その他の生活ごとに、収容人数の把握をします。

③「3健康管理」

A. 感染症に「はい」がある場合は、産業文化センターに案内をします。移動方法は、対象者で対応となります。ただし、風雨のピークなどで移動が困難な場合は、他の避難者と隔離して一時的に受け入れます。

B. 体調不良者に「はい」がある場合は、避難所の隔離スペースを案内します。

C. 介護・介助に「はい」がある場合は、受付やトイレ付近に案内します。

④「避難所対応員 記入欄」

A. 「避難所対応員 記入欄」をチェックし、受付番号をつけます。

受付番号は受付順に、1.2.3と記入します。

ペット受付番号は受付順に、ペ1.ペ2.ペ3と記入します。

ペット登録カードは、Bチェックリストと一緒に保管します。

B. できるかぎり、自治会ごとにエリアを分けます。

C. 案内した避難スペースを記入します。

例：体育館で校舎側の列の場合→「体-校舎側」

独自で列ごとにアルベットをつける→体-A

理科室→理科室

オ 適切な避難スペースへ誘導します。(受付順ではない)。

※資機材の借用・避難スペースの追加等

施設利用計画にない資機材が必要な場合や避難スペースが足りない場合は、施設管理者に相談する。対応が難しい場合は現場本部へ連絡する。

カ 避難者に説明をします。

- ①「避難場所利用上の注意」を説明します。
- ②途中外出、避難所閉鎖時以外の退所の際は、避難所対応員に申し出るよう説明します。
- ③原則、夜間の帰宅は危険なため禁止とします。
- ④特に震災時で下水道の使用が確認できるまでは、トイレの使用はできません。トイレを使用する場合は、運搬した携帯トイレ（凝固・衛生袋）を使用するよう説明します。

### (3) ペットの受入れ【該当者のみ】

#### ア 対象とする動物

ケージに入っている犬・猫・小動物のみとなります。

原則、ケージに入っていないペット、危険なペット（ワニ・カミツキガメ等）、魚などの飼育に水が必要なペット、温度管理に電気が必要なペットは、避難所では十分な環境を用意することが困難なため受入れはできません。



#### イ 受入場所

人と同じ避難スペースには入れません。

施設ごとの受け入れ場所で、できるだけ動物種ごとに別々の場所（異種の動物同士の警戒からくるストレスを軽減させるため）を設けます。

風雨の影響を受ける場合は、ブルーシートなどで風雨を防ぐ工夫をします。

#### ウ 番号の掲示

養生テープに受付番号を記入し、ケージ等に貼ります。

#### エ ペットの管理

フードや水、ケージ、リード、その他ペットの飼養に必要な資材等は、飼い主が各自で持参します。（市では備蓄品はありません。）避難所でのペットの世話・管理・片付けは、飼い主が責任を持って行います。

(4) 車での避難者【該当者のみ】

ア 指定の場所以外に駐車していないか適宜確認をします。

イ 必要に応じて、駐車スペースは浸水のおそれがあることを伝えます。

ウ 車中避難を希望する場合は、エコノミークラス症候群等にも注意することを伝えます。



9 感染症の予防対策

(1) 手洗いの徹底

食事前、トイレ使用后、ごみ処理後など実施した場合は、手洗いまたはアルコールによる手指消毒をします。

(2) マスクの着用

不特定多数の方が集まるため、できるかぎりマスクの着用を呼びかけます。

(3) 換気と空間の確保

避難所内は、十分な換気に努めるとともに、避難者間のスペースを十分に確保します。

(4) 飛沫感染の防止

マット等の配置は互い違いにし、飛沫感染を避けるようにします。

(5) 避難所の土足禁止

避難所内は内履きと外履きエリアに分け、生活区域へは外履きで入らないようにします。

(6) 食事の配給

食事を配給する場合は避難者自らが取りに行き、手渡しはしないようにします。ただし、要配慮者は除きます。

可能であれば、食事の場所を分けるようにします。

10 避難者への対応等

(1) 物資・資機材の提供

ア 震災時

防災倉庫にある食料等の使用は、現場本部へ連絡し、承認後使用します。

イ 風水害時

一時的な滞在であるため、原則として食料・水・毛布・マット等の物資の提供はしませ

ん。避難者や施設状況によってやむを得ず使用する場合は、現場本部へ連絡し承認後使  
用します。数に限りがあるため、要配慮者を優先し、必要最小限にとどめます。

## (2) 清掃及びゴミ

ア トイレの清掃は、使用者が便座等のふき取りをするよう依頼します。

イ ドアノブ、筆記具等の清掃は、定期的にふき取りをします。

ウ 避難者のゴミは、各自持ち帰りとします。

## (3) 気象情報等の提供

原則、避難者自身が携帯電話やラジオ等で入手するようにします。

## (4) 健康管理

発熱者や要配慮者で体調管理が必要な場合は、定期的に体調を確認します。その場合は、  
「C入所後における健康管理チェックリスト（入所後）」を活用します。

# 1 1 避難所の閉鎖

## (1) 避難所閉鎖の周知

避難所対応員は避難者へ閉鎖時刻を周知します。

忘れ物がないよう退所準備を依頼します。忘れ物は、危機管理課へ報告してください。

## (2) 清掃・片付け

掃除・片付けは、避難者にも協力を依頼し借用したスペースの掃除（アルコール消毒を含  
む）を行います。施設から借用した資機材は汚損が無い点検してから片付けます。

## (3) 退所日時記録

避難者名簿の退所日時欄の記入をします。閉鎖に伴う退所の場合は、「閉鎖時刻」で統一  
することができます。

## (4) 現場本部への報告

避難者が全て退所したら現場本部へ報告します。

閉鎖時刻以後も避難者がいる場合（迎え待ち、自宅までのルートが被災、自宅が被災等）  
は、現場本部へ報告します。

## (5) 使用備品等の報告

使用した備品・消耗品は、危機管理課に報告します。

## B 避難者名簿兼健康管理チェックリスト（入所時）

【世帯ごとに記入】

記入日時： 年 月 日 午前・午後 時 分

### 1 避難者名簿

	氏名	年齢	性別	食品アレルギーの有無	体温
1			男・女・他	あり・なし	. °C
2			男・女・他	あり・なし	. °C
3			男・女・他	あり・なし	. °C
4			男・女・他	あり・なし	. °C
住所					
代表者の携帯電話番号		— —			
加入自治会名					

### 2 避難状況(該当するものに○をつけてください)

<input type="checkbox"/>	避難所での生活を希望する
<input type="checkbox"/>	自宅での生活を希望する（配給等のみ必要）
<input type="checkbox"/>	車での生活を希望する（配給等のみ必要）
<input type="checkbox"/>	その他（ ）【配給を希望・希望しない】

<input type="checkbox"/>	安否の問合せがあった場合に公表してよいですか
--------------------------	------------------------

【該当者のみ記入】

ペット	①自宅や車での生活・②避難所での生活 ②の場合は、避難所 <sup>※</sup> ペット登録カードに記入	
車両	車種	ナンバー

### 3 健康管理(該当する場合は、「はい」に○をつけ、( )に記入してください)

はい・いいえ	コロナ陽性者、陽性者と同居、コロナと思われる発熱がある方はいますか
はい・いいえ	体調不良の方はいますか → (氏名 )
はい・いいえ	介護や介助が必要な方はいますか → (氏名 )
はい・いいえ	知らせたい内容、配慮してほしいことはありますか (氏名 ) 内容 ( )

### ★避難所対応員 記入欄

チェックリストの確認	記入漏れなし / 体調不良→隔離 / コロナ関係→産文	受付番号/ペット受付番号
案内した避難スペース		受付No.
退所日時	月 日 午前・午後 時 分	ペット受付No. ペ

①受付番号は受付順に「1.2.3」と記入する。

②ペット受付番号は受付順に「ペ 1.ペ 2.ペ 3」と記入する。

③案内した避難スペースは「体育館、理科室」と記入する。体育館の場合は、出来るかぎり避難スペースの列（例：窓側、A列）または場所（ステージ、2Fギャラリー）を記入する。

## C入所後における健康管理チェックリスト（入所後）

受付番号：\_\_\_\_\_

氏 名：\_\_\_\_\_

◆避難所入所日以降も自身でチェックしてください。

※毎朝、体温を測定して記入してください。

※こまめな手洗いを行い、なるべくマスクの着用をしましょう。

※以下の項目の「有」に該当する場合は、避難所対応員に報告してください。

日付	/	/	/	/	/	/	/
時間	:	:	:	:	:	:	:
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
強いだるさ	無・有						
強い息苦しさ	無・有						
咳・痰、のどの痛み	無・有						
におい・味の感じにくさ	無・有						

日付	/	/	/	/	/	/	/
時間	:	:	:	:	:	:	:
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
強いだるさ	無・有						
強い息苦しさ	無・有						
咳・痰、のどの痛み	無・有						
におい・味の感じにくさ	無・有						

確認者 \_\_\_\_\_

# 避難者人数一覧

地区	施設名	開設	開設準備完了時刻	閉鎖時刻	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時
豊岡	黒須地区センター 高倉分館	①																								
	扇町屋地区センター	①																								
	黒須地区センター	①																								
	豊岡小学校	②																								
	高倉小学校	②																								
	市民体育館	②																								
	扇小学校	③																								
	豊岡高等学校	③																								
	豊岡中学校	③																								
	向原中学校	③																								
	扇町屋地区センター 久保稲荷分館	③																								
	産業文化センター	③																								
	武道館	③																								
東金子	東金子地区センター	①																								
	東金子小学校	②																								
	新久小学校	②																								
	東金子中学校	②																								
	東金子地区体育館	③																								
金子	金子地区センター	①																								
	埼玉県茶業研究所	②																								

# 避難者人数一覧

地区	施設名	開設	開設準備完了時刻	閉鎖時刻	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時
宮寺・二本木	宮寺・二本木地区センター	①																								
	宮寺二本木地区センター二本木分館	①																								
	狭山小学校	②																								
	宮寺小学校	③																								
	武蔵中学校	③																								
藤沢	藤沢地区センター	①																								
	東藤沢地区センター	①																								
	藤沢地区センター藤の台分館	①																								
	藤沢小学校	②																								
	藤沢南小学校	②																								
	藤沢東小学校	②																								
	藤沢北小学校	②																								
	藤沢中学校	③																								
西武	西武中学校	①																								
	野田中学校	①																								
	図書館西武分館	①																								
	西武地区体育館	②																								
	西武地区センター	③																								
	仏子小学校	③																								
	西武小学校	③																								
上記以外の避難所	④																									

